

JAMCA 第三者評価の概要

1. 協会の紹介 (JAMCA ホームページより)

1.1 名称

全国自動車大学校・整備専門学校協会

Japan Automobile Maintenance Colleges Association (略称) JAMCA (ジャムカ)

1.2 所在地

〒160-0015 東京都新宿区大京町 31 番地 ヴィップ新宿御苑 1101 号

Tel:03-3356-7066 Fax:03-3356-7370

1.3 設立

1962 (昭和 37) 年 11 月 21 日

1.4 目的

自動車整備課程を有する全国の自動車大学校・整備専門学校が、優秀な自動車整備技術者を育成するために必要な情報交換、相互親睦・啓発を行い、教育の改善、充実をはかることを目的に、全国的に結集した団体です。

1.5 事業

- 1.会員の親睦と相互啓発
- 2.教育内容、教育方法の研究
- 3.学校経営に関する研究会の開催
- 4.教職員研修、資格講習の開催
- 5.教科書及び機関紙の発行
- 6.行政及び関係団体との連絡・連携
- 7.その他本会の目的達成に必要な事業

1.6 会員

正会員 50 校

1.7 役員 (令和元年 5 月 30 日現在)

会長	中川 裕之	専門学校関東工業自動車大学校
副会長	齋木 寛治	専修学校中部国際自動車大学校
理事・顧問	小倉 基義	専門学校群馬自動車大学校
理事	山本 眞	専門学校東京工科自動車大学校
理事	古澤 敏昭	専門学校広島自動車大学校
理事	中村 文彦	専門学校北九州自動車大学校
理事	平井 一史	専門学校静岡工科自動車大学校
理事	鈴木 朝子	専門学校神奈川総合大学校
理事	上田 博之	専門学校トヨタ東京自動車大学校
理事	本廣 好枝	専門学校日産横浜自動車大学校
理事	嶋津 和真	ホンダ テクニカル カレッジ 関東
監事	皆見 量政	阪和鳳自動車工業専門学校
監事	原田 公德	専門学校岡山自動車大学校

2. JAMCA における第三者評価への取り組み（JAMCA 第三者評価ガイドブックより）

平成 25 年より新たに創設された職業実践専門課程の施行後、文部科学省の委託事業として「職業実践専門課程を通じた専修学校の質保証・向上の推進」が始まりました。

JAMCA としては、会員校における教育内容・運営のさらなる質保証・向上を行うためには職業実践専門課程の認定校の拡大と共に、将来的に求められる第三者評価についても自動車整備分野の特性を活かした独自の評価項目や手法の構築が必要と考え、平成 26 年度より「自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について」というタイトルで文科省事業に参加しました。

活動の主な取り組みとしては、JAMCA 会員校における外部評価の現状や第三者評価に対する意識の調査を行い、また自動車整備専門学校として特徴ある第三者評価の考え方、評価体制の骨子等についての取りまとめを行いました。その中で職業実践専門課程認定校の会員校を中心にご協力を賜り、従来経験のない第三者評価の実証実験も試行しました。

2.1 JAMCA としての第三者評価に対する考え方

近年の自動車は、機械的な作動に加え電気・電子技術と情報処理技術を応用した電子制御技術が導入されてきています。電子制御システムを多く採用した自動車としてハイブリッド車や電気自動車、燃料電池車などが開発、販売されその占有率は急速に増加してきました。これらの進化した車の性能と安全を維持するためには、高度化された整備技術により従来の点検・整備を行うのではなく診断・整備を行うことが求められています。クルマの整備は、自動車整備士の国家資格を持ったものが実施することが法的に定められているので、整備士はますます高度な電子知識と技術が要求されるようになっていきます。このような背景の中、自動車関連企業は各整備専門学校に対し有能な人材を多数希求しており、活発な求人活動を行っています。一方で入り口となる学生募集の状況は、少子化や若者のクルマ離れ、大学への進学率上昇などの理由により自動車整備を学び職業にしようとする若者が減少し苦戦を強いられています。このような現状を踏まえ、今後は従来よりもさらに産学官が一体となり様々な課題を解決していかなくてはならないことや、大学を含めた高等教育機関全体の中においても教育の質を保証された社会的信頼を得ることが必要になってきていると言えます。

そのためにも、学校の教育活動の透明性を高め、第三者評価の理解と受信できる体制作りが急務であると考えられます。また、これらの取り組みは、自動車整備を目指す若者が産業界に求められる人材となるため、実践的なカリキュラムのもとで学ぶ体制作りや教育の質向上に繋がるものと考えられます。このような考え方を基に、委託事業でまとめられた自動車大学校・整備専門学校の第三者評価実施の目的を挙げます。

(1) 自動車大学校・整備専門学校の教育の質・内容の向上

各自動車大学校・整備専門学校は、毎年実施している自己点検評価によって、学校運営・教育活動等の改善を行ない、質の保証・向上に努めその公表により外部の評価を受けている。

それに加えて透明性・客観性の高い第三者評価を定期的に受審することにより、教育運営及び教育成果の質の保証に繋がる。また、学校の取り組みや工夫の特徴に対して評価を受けその結果を公表することにより、学校の教育の質保証はもちろんのこと、業界の人材育成に対する教育の質全体を底上げすることを目的とする。

(2) 自動車大学校・自動車整備専門学校の社会的認知の向上

第三者評価の評価結果は広く社会に公表され、その公表により自動車整備士としての教育の質及び特徴が社会的認知を受けることになる。高校生・学生・保護者・就職先企業等の人々に学校の教育内容や特徴ある取り組みやその水準について説明責任を果たし理解を得ることで、高等教育機関としての信頼を獲得し社会的地位を確保することに繋がる。

(3) 自動車大学校・自動車整備専門学校への利便性向上

第三者評価により、学校運営・教育活動の質・水準・内容が明確になり、学生・保護者の自動車大学校・自動車整備専門学校選択の選択、高等学校における進路指導などにおいて利便性を向上させることに繋がる。

2.2 JAMCA 第三者評価の基本方針と構成

(1) JAMCA 第三者評価項目の基本構成

自動車整備専門学校・自動車大学校の第三者評価の項目は、従来大学等で実施されている機関評価に加え、専門分野ごとの教育成果として、それぞれの分野に貢献し活躍できる若者を輩出している特徴ある取り組みやそのシステム、その裏付けとなる根拠等を評価できるシステムとしなければなりません。また、今後第三者評価に対する理解と受診校の拡大を図るためには、複雑で工数のかかる第三者評価システムではなく、できるだけシンプルで分かりやすい内容にまとめる必要性があります。

したがって、評価項目の基本構成は、現在の会員校でも広く実施されている自己点検評価項目の内容をベースに第三者的評価項目を決定し、またその中に特徴ある分野別評価項目を網羅するといった下記の考え方により検討が進められました。

- 1) 自己点検評価項目は、学校として基本的に必要な項目を網羅的に表現しており、その中に分野別専門教育に関わる内容を混在させることは、評価の仕方が難しくなる。このため、機関評価と分野別評価を項目として分けて構成するかたちとした。文科省が奨励した自己点検評価項目や評価機構が示すガイドラインを参考にして独自の評価項目を設定する。また、他の評価項目との重複は極力解消することとする。
- 2) 自動車整備専門学校・自動車大学校は国土交通省が所管である「自動車整備士養成施設の指定等の基準について」に基づき、教育内容、教育のための設備及び教員の要件等が定められている。さらに、この要件が常に満足しているかを国自らの監査により確認されている。これらは、自動車整備士養成機関としての第三者評価に該当するものとして、独立した評価項目とし、自動車大学校・整備専門学校の第三者評価の大きな特徴とする。第三者評価受診の負担感を与えないよう、確認内容は極力シンプルなものとする。
- 3) 職業教育における教育の質保証や教育の成果向上についても網羅的な項目で一律に評価すべきものではなく、それこそが各学校が努力し公表してゆくべきものであるという観点から、学校自らが別項目として自己評価し表現することとする。

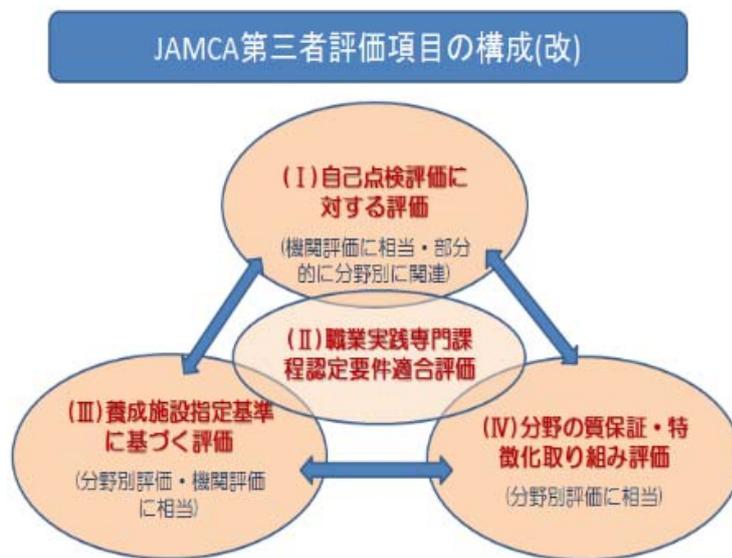
以上のような考え方から、JAMCAの実施する第三者評価の基本構成は、文部科学省から示された観点の「職業実践専門課程認定要件」を加え、4つの大きな柱を中心に置き、そこから評価項目を構成することとしました。

(2) JAMCA 第三者評価項目

4つの大きな柱からなる第三者評価項目は、基本的に大項目と中項目に整理し、大項目に対する評価記述と、中項目ごとの評価記述及び「可・否」の判定をすることとしました。

なお、(II)の職業実践専門課程の認定評価の項目については、文部科学省の「職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について」に基づき構成しました。

さらに(III)国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価及び(IV)自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価については、大項目の番号で(I)自己点検評価項目に基づく評価の項目と対照することで、全体評価における当該部門の位置付けが明らかとなるよう配慮しました。また、他の評価項目との重複が考えられる内容は「他の評価項目により担保される」という位置づけとしました。



(I) 文科省及び私立学校等評価研究機構等の自己点検評価項目に基づく各校の自己評価について、評価内容及びそのエビデンスについて第三者として客観的に評価を行う。(機関評価に相当・部分的に分野別に関連)

今回の委託事業で決定した自己点検評価項目について、自己評価のエビデンスを加えて評価報告書を提出していただき、それを第三者として評価する。

文部科学省の設置基準を含め、基本的な学校として必要なシステムや運営の内容について、この評価項目によって評価することになる。網羅的な内容の中には、さらにそのエビデンスについて、校毎の特徴や工夫そしてその成果について関連してくるが、下記(III)の分野別評価の項目で特化して表現しその評価を行うこととする。

(II) 職業実践専門課程認定要件への適合を第三者として評価する。下記項目に対し、資料等で実施状況を確認し評価する。

- ・教育課程編成委員会の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容
- ・企業等と連携した実習・演習等の実施・企業等と連携した組織的な教員研修の実施
- ・企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表 ・ホームページにおける情報提供

(Ⅲ) 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価(分野別機関評価・分野別評価に相当)

我々学校群の教育は自動車整備士を養成するとともに、自動車業界で活躍する高度な技術者として育成することにある。国土交通省はそれを踏まえ、社会で要求されている自動車整備技術者の水準を卒業(修了)時の目標として、教材や教室・実習場等の教育環境や主な教育項目とその教育時間、教育する教員の資格など教育プログラム全体の質を確保するため指定基準を定めている。約3年ごとの定期的な調査の受審により、そのレベルに満たない場合は教育施設として取り消しを受けることになる法的な質保証がされている評価と言える。受審校の定期調査実施報告を確認することにより、自動車整備分野の基準達成内容を評価できる。

※整備士の人材教育に向け基準を満たしていることのエビデンスを資料で提示。

- ・定期調査報告書
- ・実績報告
- ・変更届等

(Ⅳ) 自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価(分野別評価に相当)

一般的な学校全体の運営や教育活動等に関わる評価項目に加え、業界が求める人材養成(職業教育)を行っていることのエビデンス(根拠)について、その取り組みと成果を評価の項目とし、その内容について第三者評価を行う。職業教育における「内部質保証及び成果向上」の取り組みについてその価値を評価するものとなる。

- ・国家資格の合格に向けた特徴ある取り組みや成果
- ・就職率、就職の質向上に向けた特徴ある取り組みや成果
- ・教員の専門性向上、教育力向上に向けた特徴ある取り組みや成果・教育の質保証、質向上に向けた特徴ある取り組みや成果
- ・その他学校としての特筆すべき特徴ある取り組みや成果

次表はJAMCA第三者評価項目の一覧表となります。

I 自己点検評価に対する評価 (機関評価に相当・部分的に分野別に関連)							
NO.	大項目	NO.	中項目(H28改)	コード NO.	小項目(主な内容) (H28改)	エビデンス・資料	評価内容
1	教育理念・目的・育成人材	1	教育理念・目的・育成人材	I-1-1	理念・目的・育成人材は定められている。	H30自己点検評価に基づく説明資料	文科省および私立学校等評価研究機構等の自己点検評価項目に基づく各校の自己点検について、評価内容およびそのエビデンスについて第三者として客観的に評価を行う。 機関評価に相当・部分的に分野別に関連 各校ごとに独自のフォーマットで実施されている自己点検評価について、基本に共通のフォーマットを構築し、自己評価のエビデンスを加えて、評価報告書を作成していただく。それを第三者として評価する。 ※大項目ごとに「良・否」の判定を「評価する点、改善を期待する点」について区分し評価を行う。 ※大項目毎の評価のポイントは別紙「資料2」に基づいて実施する。
		2	学校の特色	I-1-2	育成人材は専門分野に関連する業界ニーズに適合している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		3	学校の将来構想	I-1-3	社会のニーズ等を踏まえた将来構想を掲げている。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
2	学校運営	1	運営方針・事業計画	I-2-1	理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めている。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		2	運営組織	I-2-2	設置法人は組織運営を適切に行っている。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		3	人事・給与制度	I-2-3	人事・給与に関する制度を整備している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
3	教育活動	1	目標の設定	I-3-1	理念等に基づいた教育課程の編成方針、実施方針を定めている。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		2	教育方法・評価等	I-3-2	教育目的、目標に沿った教育課程を編成している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		3	成績評価・単位認定等	I-3-3	成績評価・単位認定基準を明確化し、適切に運用している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		4	資格・免許の取得の指導体制	I-3-4	目標とする資格・免許の取得課程上明確に位置付けている。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		5	教員・教員組織	I-3-5	資格・要件を備えた教員を確保している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
4	学修成果	1	就職率	I-4-1	就職率の向上が図られている。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		2	資格・免許の取得率	I-4-2	資格・免許取得率の向上が図られている。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		3	卒業生の社会的評価	I-4-3	卒業生の社会的評価を把握している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
5	学生支援	1	就職等進路	I-5-1	就職等進路に関する支援体制を整備している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		2	中途退学への対応	I-5-2	退学者の処遇が図られている。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		3	学生相談	I-5-3	学生相談に対する体制を整備している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		4	学生生活	I-5-4	学生の経済的側面に対する支援体制を整備している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		5	保護者との連携	I-5-5	保護者との連携体制を構築している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		6	卒業生・社会人	I-5-6	卒業生への支援体制を構築している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
6	教育環境	1	施設・設備等	I-6-1	教育上の必要性に十分対応した施設・設備・教育用具等を整備している。	Ⅲ-6-1 報告で担保	
		2	学外実習等	I-6-2	学外実習、インターンシップ、海外研修等の実施体制を整備している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		3	防災・安全管理	I-6-3	防災に関する組織体制を整備し、適切に運用している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
7	学生の就業と受け入れ	1	学生就業活動	I-7-1	学生就業を適切かつ効果的に行っている。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		2	入学選考	I-7-2	入学選考基準を明確化し、適切に運用している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		3	学納金	I-7-3	授業内容に对应し、学納金を算定している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
8	財源	1	財源基盤	I-8-1	学校及び法人運営の中長期的な財源基盤は安定している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		2	予算・収支計画	I-8-2	教育目標との整合性をとり、単年度予算、中期計画を策定している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		3	監査	I-8-3	私立学校法及び寄付行為に基づき適切に監査を行っている。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		4	財務情報の公開	I-8-4	私立学校法に基づき財務情報公開体制を整備し、適切に運用している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
9	法令等の遵守	1	関係法令・設置基準等の遵守	I-9-1	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っている。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		2	職業実践専門課程の認定要件	I-9-2	職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っている。	Ⅱ-1 報告で担保	
		3	個人情報保護	I-9-3	学校が保有する個人情報保護に関する対策を実施している。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		4	学校評価	I-9-4	自己点検評価、学校関係者評価を行っている。	Ⅱ-1-4 報告で担保	
		5	教育情報の公開	I-9-5	教育情報に関する情報公開を積極的に行っている。	Ⅱ-1-5 報告で担保	
10	社会貢献・地域貢献	1	社会貢献・地域貢献	I-10-1	学校の教育資源を活用した社会貢献、地域貢献を行っている。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
		2	ボランティア活動	I-10-2	学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っている。	H30自己点検評価に基づく説明資料	
11	国際交流 (必要に応じて)	1		I-11-1		H30自己点検評価に基づく説明資料	

II 職業実践専門課程認定要件適合評価

NO.	大項目	NO.	中項目(H28改)	コード NO.	小項目(主な内容) (H28改)	エビデンス・資料	評価内容
1	職業実践専門課程の認定要件	1	教育課程編成委員会	Ⅱ-1-1	委員構成、開催回数、教育課程の編成内容	職業実践専門課程基本情報(評価用)・他資料	左記項目に対し、資料等で実施状況を確認し評価する。
		2	企業連携(教育)	Ⅱ-1-2	企業等と連携した実習・演習等の実施	職業実践専門課程基本情報(評価用)・他資料	
		3	企業連携FD	Ⅱ-1-3	企業等と連携した組織的な教員研修の実施	職業実践専門課程基本情報(評価用)・他資料	
		4	学校関係者評価	Ⅱ-1-4	学校関係者評価の実施・公表	職業実践専門課程基本情報(評価用)・他資料	
		5	情報公開	Ⅱ-1-5	ホームページにおける情報提供	公開の内容と状況	

III 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価(分野別評価・機関評価に相当)

NO.	大項目	NO.	中項目(H28改)	コード NO.	小項目(主な内容) (H28改)	エビデンス・資料	評価内容	
1	教育理念・目的・育成人材	1	道路運送車両法 第1条	Ⅲ-1-1	道路運送車両法 第1条に基づき自動車整備士の養成を目的としている。	一種養成施設指定番号		
2	学校運営	1	2. 学校又は機関及び補助(1)課程の名称(2)定員(3)授業の修習又は入学時期及び卒業時期(4)入学資格(5)休日及び休業(6)施設、経費時間及び(7)教育費(8)時間(7)当該課程終了の教育時間(高校の場合は単位)(8)成績判定基準(単位日数及び合格点等)	Ⅲ-2-1	道路運送車両法 別表「添付書類一覽」添付書類1、2、3に基づき運営され、国交省の定期監査によって承認されている。	定期監査提出書類	われわれ学校群の教育は自動車整備士としての自動車業界に活躍する高度な技術者を育成することである。国土交通省はそれを踏まえ、社会で要求されている自動車整備技術者の水準を必要とした目的として、教育に教育・実習等の教育環境の主要な教育項目とその教育時間、教育する教員の資格など教育プログラム全体の質を確保する目的で指定基準を定めている。93年(この定期的な監査の発効)により、そのレベルに満たない場合は教育施設として取り消しを受けることとなる法的な義務が課せられている評価と見える。JABEEの「日本技術教育認定基準」に相当するものとする。 受審者の定期実施報告書の確認により、自動車整備分野の基準の達成を確認できるものである。 ※監査士の人材教育に特化したエビデンスを資料で提示。 ●定期監査報告書 ●成績報告書 ●卒業生 等	
				Ⅲ-3-1	道路運送車両法 別表「添付書類一覽」添付書類7、7-1に基づく教育内容で運営される。	定期監査提出書類		
3	教育活動	1	6. 教育科目別時間配分	Ⅲ-3-2	別表「添付書類一覽」添付書類7、7-1に基づく教育内容で教育計画(二部課程及び一部課程)を作成し、それによって運営される定期監査によって承認されている。	定期監査提出書類		
				Ⅲ-3-3	別表「添付書類一覽」添付書類4、4-1に基づく教育の質および配分により運営し、国交省の定期監査によって承認されている。	定期監査提出書類		
				Ⅲ-3-3	別表「添付書類一覽」添付書類7、7-1に基づく教育の質および配分により運営し、国交省の定期監査によって承認されている。	定期監査提出書類		
4	学修成果	1	1 履修記録の報告書	Ⅲ-4-1	別表「添付書類一覽」添付書類4、4-1に基づく教育の質および配分により運営し、国交省の定期監査によって承認されている。	実績報告書		
				Ⅲ-6-1	履修記録、成績、卒業論文等一覽表の発表に基づき配分され、国交省の定期監査によって承認されている。	定期監査提出書類		
9	法令等の遵守	1	道路運送車両法	Ⅲ-9-1	道路運送車両法の一貫養成施設指定基準に基づく学校運営を行っている。	監査の承認と承認		

IV 自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価(分野別評価に相当)

NO.	大項目	NO.	中項目(H28改)	コード NO.	小項目(主な内容) (H28改)	エビデンス・資料	評価内容
3	教育活動	1	教員の専門性向上、教育力向上に向けた特徴ある取り組みや成果	Ⅳ-3-1	教員の専門性向上、教育力向上に向けた特徴ある取り組みや成果		一般的に学校全体の運営や教育活動等に関する評価項目に加え、卒業生が自動車業界として自動車業界に活躍し社会に貢献できる実践的な教育を行っていることのエビデンスを示すための教育の特色や成果について評価の基準とし、その内容について第三者評価を行う。 機関評価における「教育実践評価および成果向上」の取り組みについてその価値を評価するものとなる。
				Ⅳ-3-2	教員の質保証、質向上に向けた教育内容やシステムに関する特徴ある取り組みや成果		
4	学修成果	1	卒業生の各分野に向けた特徴ある取り組みや成果	Ⅳ-4-1	卒業生の各分野に向けた特徴ある取り組みや成果		
				Ⅳ-4-2	就職率、就職の質向上に向けた特徴ある取り組みや成果		
0	全般	1	その他学校としての特長すべ特徴ある取り組みや成果	Ⅳ-0-1	その他学校としての特長すべ特徴ある取り組みや成果		

3. JAMCA として独自の運営による第三者評価の実施

3.1 令和元年度 JAMCA 第三者評価の実施

JAMCAでは、過去4年間の文部科学省受託事業「自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価」(平成26～平成29)の成果を踏まえ、平成30年度には協会として質保証等検討委員会を設置し、ピアレビューの第三者評価実施に必要な評価委員の拡大を目的に「第三者評価ガイドブック」をもとにした評価委員の研修会を実施しました。

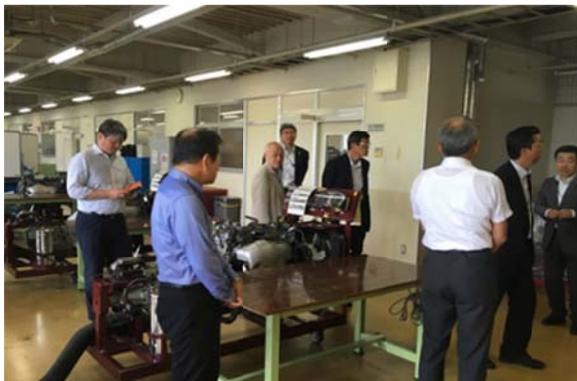
令和元年度は独自の運営により、会員校の第三者評価を実施することを決め、会員校全校に第三者評価受審のアンケートを行いました。

約20%の会員校が第三者評価の受審を積極的に検討していることが明らかとなり、最初に受審意思を表明した静岡工科自動車大学校に対しJAMCAとして第一回の第三者評価を下記の日程で実施いたしました。

なお、評価組織としては、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 顧問・名誉教授 川口昭彦氏を第三者評価委員に加え、質の高い評価と運営を目指しました。

3.2 静岡自動車大学校の第三者評価における主なスケジュール

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 第三者評価委員会(受審校提出書類書面審査) | 令和元年 9月25日 |
| (2) ヒヤリング訪問調査 | 令和元年 10月7日8日 |
| ① 訪問調査 令和元年10月7日(月) | 15:30～17:30 |
| ・受審校担当者(幹部)との顔合わせ | 15:30～15:40 |
| ・学生、教職員 ヒヤリング | 15:40～16:30 |
| ・JAMCA第三者項目I説明、質疑応答 | 16:40～17:40 |
| ② 訪問調査 令和元年10月8日(火) | 10:00～15:30 |
| ・JAMCA第三者項目I説明、質疑応答(続き) | 10:00～11:30 |
| ・校舎見学(授業見学) | 11:30～12:30 |
| ・昼食 | 12:30～13:30 |
| ・JAMCA第三者項目II IIIIV説明、質疑応答 | 13:30～15:00 |
| ・まとめ | 15:00～15:30 |
| (3) 第三者評価委員会(訪問調査報告審査、総合審査) | 令和元年 11月27日 |
| (4) JAMCA 第三者評価受審校への評価報告 | 令和2年 1月8日 |



訪問調査の様子(静岡工科自動車大学校)

3.3 第三者評価運営委員会メンバー

【JAMCA 第三者評価委員会委員】

委員長	齋木 寛治	中部国際自動車大学校	理事長
委員	川口 昭彦	大学改革支援・学位授与機構	顧問・名誉教授
委員	樋口 忠夫	元国土交通省 自動車交通局	元技術安全部長
委員	古澤 宰治	広島自動車大学校	校長
委員	今井 一之	関東マツダ株式会社	採用担当 主幹
委員	佐藤 康夫	東京工科自動車大学校世田谷校	校長
委員	大西 純一	JAMCA	事務局長

【JAMCA 第三者評価調査委員会】

委員長	佐藤 康夫	東京工科自動車大学校世田谷校	校長
委員	榎本 俊弥	読売自動車大学校	校長
委員	藤川 龍彦	トヨタ東京自動車大学校	主査
委員	川上 宏実	日産栃木自動車大学校	校長
委員	古澤 宰治	広島自動車大学校	校長
委員	小谷 将彦	日刊自動車新聞社	顧問

4. JAMCA 第三者評価規程

第三者評価を実施するにあたり評価対象者および評価者の認識共有の一助として規程を下記に示します。

1 機密保持規程

平成 28 年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進 自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について第三者評価における守秘義務に関する規程

第 1 条

全国自動車大学校・整備専門学校(以下 JAMCA)が主体となり実施する「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進 自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価」事業において、その活動に従事する評価者は、第三者評価の目的及び意義を十分に理解し、整備専門学校教育の充実向上に貢献することを使命とし、公正誠実に評価活動を行わなければならない。

第 2 条

本規程において評価者とは、以下の各号に該当するものをいう。

- (1) 第三者評価に従事するすべての委員会の委員およびスタッフ
- (2) 異議申し立てにかかる審査会の委員

第 3 条

評価者が評価活動を通じて収集した情報は、第三者評価以外の目的に使用してはならない。

第 4 条

評価者は、第三者評価受診校が提出または閲覧に供した資料および訪問調査その他の評価活動を通じて得られた情報を漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、評価活動の終了後も継続するものとする。

2 前項の義務は、次の各号については適用されないものとする。

- (1) 評価者が第 2 条第 1 項各号の委員として委嘱されているという事実
- (2) 公表を前提として事業責任者が作成した刊行物その他の資料
- (3) 当該年度の第三者評価結果から事業責任者から公表された後における当該年度の第三者評価に従事したすべての評価者の指名

第 5 条

評価者は、第三者評価受診校が提出または閲覧に供した資料および訪問調査その他の評価者が評価活動を通じて収集した情報は、第三者評価以外の目的に使用してはならない。

第 6 条

評価者は、事業責任者から送付された第三者評価に関する資料及び電子情報を、評価活動終了後すみやかに返却もしくは処分(消去)しなければならない。

第 7 条

この規程に定めるもののほか、この規程の指向に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、JAMCA 平成 28 年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業より適用する。

2. 個人情報保護規程

平成 28 年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業 「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進 自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について、第三者評価における個人情報の保護に関する規程

(目的)

第 1 条

この規程は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行令に基づき、JAMCA の「自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価」における個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定め、適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利及び プライバシーの保護に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条

本規程における用語の定義は、以下の各号とする。

(1) 個人情報

生存する個人の情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により 特定の個人を識別できるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別 することができることとなるものを含む)をいう。

(2) 個人データ

特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又は特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして 政令で定めるものをいう。

(3) 保有個人データ

開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの、又は一年以内の政令で定める期間内に消去することとなるもの以外のものをいう。

(責務)

第 3 条

JAMCA の「自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価」の事業に関する関係者は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、この規程並びに関係法令を順守するとともに、職務上知り得た個人情報を漏洩し、又は不当な目的に使用してはならない。

附 則

この規程は、JAMCA 平成 28 年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の 推進」事業より適用する。

以上